

【技能者の能力評価】 申請手続きの概要

- 技能者の能力評価は、能力評価制度推進協議会のもと、職種ごとの能力評価実施団体が行います。評価の申請は、職種ごとの能力評価実施団体に対して建設技能者の方^(注)が行っていただくこととなります。
(注) 評価の申請は所属事業者等が代行して行うことが可能です
- 評価の対象職種及び能力評価の申請手続きは、国交省HPを確認の上、各能力評価実施団体HPの手続きに沿ってご確認ください。 ※国交省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

建設技能者の手続き概要

① 評価手数料の振込み

(能力評価制度推進協議会あて口座に振込み)

② 能力評価の申請

(各能力評価実施団体に対して、直接申請)
(郵送、メール及びWEB)

必要な申請書類

- ① (建設技能者の)CCUS技能者登録画面の写し
- ② 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書
- ③ 手数料の振込明細(※振込時の領収書を添付)
- ④ 経歴証明書^(注) 等

申請書類様式は、各能力評価実施団体HPよりダウンロードできます

(注) ④「経歴証明書」はCCUS利用開始前の経験の評価を求める場合に必要となります

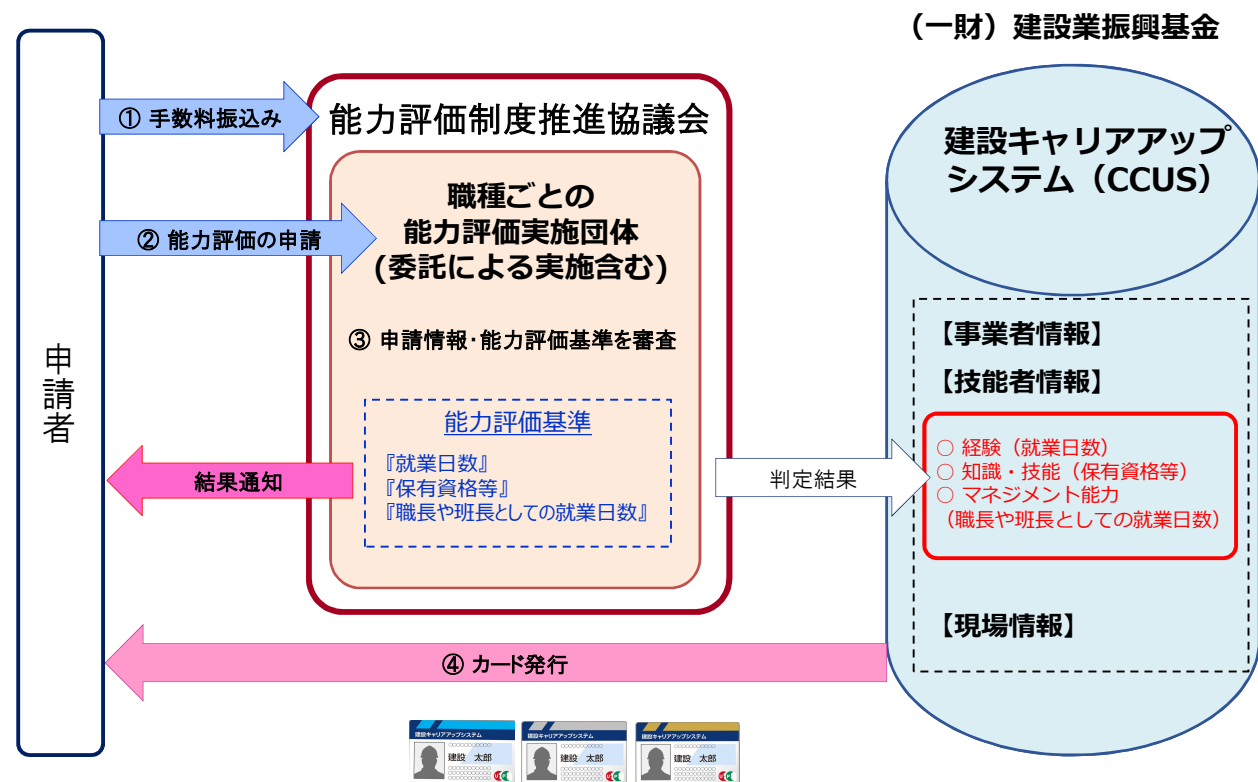
③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施

④ (能力評価を反映した)カードの発行

※ 別途、「能力評価(レベル判定)結果通知書」が申請者に送付されます

※申請者あてに発行後のカードが到着するまで、おおむね1か月～2か月程度の見込みとなります。

能力評価の実施フロー



※ 『能力評価制度推進協議会』は、能力評価実施機関 3 7 職種 5 1 団体が構成員となり、能力評価制度の推進等を図る協議会。

能力評価の申請に係る基本的手順

評価の申請

(1) 申請者

- ・能力評価を受けようとする建設技能者の方が能力評価実施団体に対して申請を行います。
- ・評価の申請は、技能者の所属事業者、上位下請事業者又は元請事業者（いずれも建設キャリアアップシステムに事業者登録された者に限る。）が、技能者の同意を得て、代行して申請を行うことが可能です。

(2) 申請先

- ・現在、能力評価については、能力評価制度推進協議会のもと、分野ごとの能力評価実施団体（委託による実施を含む）において個別に申請を受け付けて評価を実施しています。
- ・評価対象となる分野ごとの能力評価実施団体は「能力評価実施団体一覧」で確認ください。（なお、他団体へ委託している能力評価実施団体もありますので、ご注意ください。）

(3) 評価手数料の振込み

- ・申請に先だって、能力評価制度推進協議会に対して手数料を支払っていただく必要があります。手数料は4,000円（消費税込）又は各能力評価実施団体が定める額となりますので、能力評価実施団体のHPで確認ください。

(振込先)

振込口座：みずほ銀行 神谷町支店 普通口座 3033486

口座名義 建設技能者能力評価制度推進協議会

(ケンセツギノウシャノウリョクヒョウカセイドスイシンキョウギカイ)

[ご注意ください] 振込みの際は、能力評価実施団体番号を振込名義の頭に入力してください。「能力評価実施団体一覧」で団体名の前にある数字が団体番号となります。 [例] “19 コクド タロウ 日本銀行 霞が関支店 普通 1234567”

※申請に当たって振込時の明細や領収書等の添付が必要となりますので必ず保管してください。

(4) 申請書類

- ①CCUS 技能者登録画面の写し、②能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書、③振込時の明細（※振込時の領収書等）、④経歴証明書（※経歴証明の特例を活用する場合のみ）、⑤個人情報利用に関する同意書

能力評価審査の実施

- ・申請を受けて、能力評価実施団体が、能力評価基準に基づき、評価を実施します。
 - ・能力評価実施団体は、「能力評価結果通知書」を申請者に対して通知します。
- ※能力評価通知書は、ご自身の評価等を証するものであり、経営事項審査の申請などに必要となる場合がありますので大切に保管してください。
- ※同時に、能力評価実施団体から評価結果が建設業振興基金に対して通知されます

評価結果による建設キャリアアップカードの発行

- ・能力評価とあわせて、新たなレベルを反映した建設キャリアアップカードが交付されます。